

葉栗連区

令和3年10月

地域づくり協議会だより 60号

発行日：令和3年10月1日 発行者：葉栗連区地域づくり協議会

一宮市大毛字南出120番地（葉栗出張所内） 電話：28-9001

☆ 市制施行100周年記念事業『島文楽』公演は12月4日に延期 ☆

「地域づくり協議会だより」令和3年9月号でご案内しました「島文楽公演」は、新型コロナウイルスの感染防止にかかる『緊急事態宣言』が発令されたことにより、12月4日（土）に延期することになりました。公演開催を楽しみにして見えました皆さまには大変申し訳ありませんでした。

つきましては、下記要領で開催させていただきますのでよろしくお願いいたします。

島文楽は、昭和36年3月27日に一宮市の無形民俗文化財に指定され、平成元年3月22日には人形36点が、一宮市の有形文化財となっています。

当日は、島文楽保存会小島会長による「島文楽と人形」の講演も行います。

また、徳川家から奉納された若栗神社所蔵の「お守刀」、「島文楽の油絵」（杉山元輝画伯作）、「戦国武将 兼松正吉の肖像画掛け軸」の展示、若栗神社吉川宮司による「若栗神社の謂われ」の講演も行います。

コロナ禍であり、事前予約・座席指定とさせていただきます。

公演日・申込要領

公演日	令和3年12月4日（土） 午前10時と午後2時
公演場所	葉栗公民館大会議室
演目	三番叟
申込受付日	令和3年11月26日（金） 9:00～12:00（一人で2人分迄申し込み可）
申込場所	葉栗出張所玄関ロビー
定員	各公演とも60名（定員になり次第締め切り）

西山町内会だより

西山町内会では、10月17日（日）午前10時30分から西山町内会集会所で、島文楽「傾城阿波の鳴門巡礼歌の段」の公演を開催します。

観覧を希望される方は、当日会場へお越しください。

また、西山町内会では、集会所で毎月5日に「運動教室」、15日、25日12時～16時、「麻雀」、「カラオケ」、「茶話会」を行っています。

毎週火曜日13時30分からは、特別老人ホーム「葉栗の郷」の協力により、カネスエ浅井店まで「買い物ツアーバス」の送迎を行っています。

西山町内会では、今後も住民の健康維持と交流の場が広まることを願い、住みよい町内になるよう活躍して見えます。

島文楽公演問合せ先：大橋 ☎0586-78-3740 ☎080-4211-9822



お知らせ 葉栗連区の文化祭は、コロナ禍であり**中止**になりました。

郷土の戦国武将



兼松 正吉(かねまつ まさよし)③

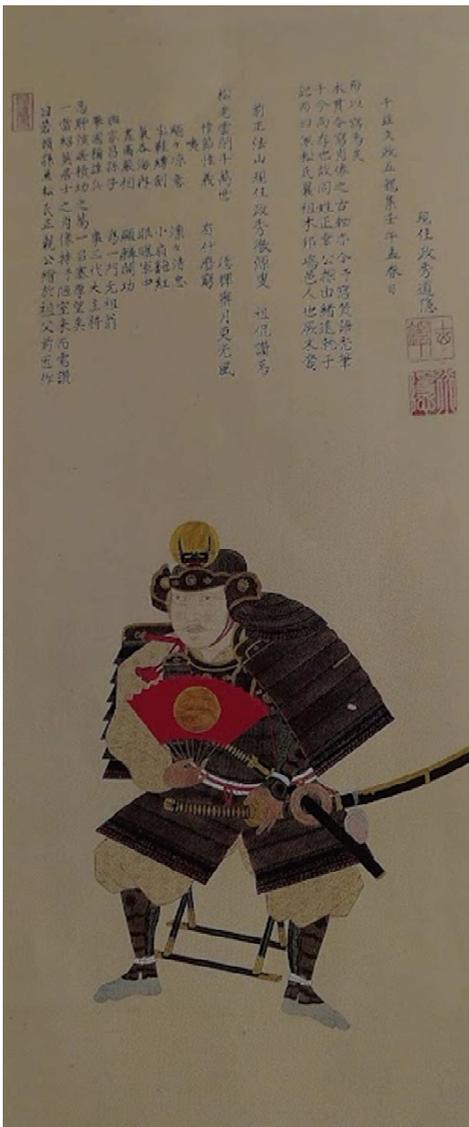
兼松正吉の逸話のなかでも、「織田信長からの足半」(①で紹介)が有名ですが、もう一つの逸話「兼松正吉と葦の門松」について紹介します。

元亀元年(1570年)、信長軍の一員として姉川の合戦に従軍した正吉は、陣中で正月を迎えたおり、部下に命じて河原に生えていた葦(アシ)を刈り、真竹を切って質素な門松を立て、武運を祈ったという。

姉川の合戦は決着がつかなかったが、そのあとの朝倉攻めは信長軍の大勝利に終わった。以来、兼松家では吉例として代々葦の門松を立て正月を祝う習わしになったとのこと。

名古屋市東山動植物園では、昭和41年10月に名古屋市東区水筒先町にあった尾張藩士兼松家の屋敷門(昭和41年5月名古屋市文化財指定)を移築し、「正月に葦の門松を立てる習わし」を受け継ぎ、昭和42年以降も毎年正月には、葦の門松を旧兼松家武家屋敷門の前に立てられています。

なお、令和4年の正月に向けては、「12月中旬頃には葦の門松を設置し、1月中旬頃まで公開の予定をしています」(東山植物園緑地造園係野村)とのこと。令和4年の正月は兼松家の吉例にあやかって、このめずらしい門松を拝観し新年を迎えてはいかがでしょうか。



←兼松正吉画像



↑ 武家屋敷門前葦(アシ)の門松
(名古屋市東山動植物園HPより)

★「ATMで手続き」はウソ！★

7月の愛知県内の二セ電話詐欺による被害認知件数が88件で、実質被害額は1億6千6百万円でした。

特に市役所などをかたり医療費や年金の還付金があるとウソを言って、現金自動預払機（ATM）を操作させる手口が多発しています。

【被害事例】

7月中旬の午前9時ごろ、60代の女性宅に市役所年金課をかたる男から電話があった。

- 男** 年金の払い戻しがあります。書類が届いていませんか？
- 被害者** 届いていませんよ。
- 男** ATMで手続きができます。取引のある銀行はどこですか？
- 被害者** ○○銀行です。
- 男** その銀行は、混み合っているので△△銀行はありませんか？
- 被害者** 夫名義の△△銀行口座があります。
- 男** それで大丈夫です。また、電話します。
(一度電話が切れ、しばらくして再び電話があった)
- 男** △△銀行のATMで手続きできます。携帯電話とキャッシュカードを持って向かって下さい。着いたころ携帯へ連絡します。
(被害者がATMへ到着すると再び電話があり、指示通りにボタンを操作した)
- 男** 手続きは終了です。明日、振り込みを確認してください。ATMから出てきた紙は、個人情報記載されているので破棄してください。

被害者は、ATMの明細書を捨てずに自宅で確認したところ、口座残高が減っていた。記帳して確認すると自分の口座から約50万円を他人の銀行口座に振り込んでいたことがわかり、詐欺被害が判明した。

【防止ポイント】

- ◎ATMで還付金の受け取りはできません。
- ◎ATM付近での携帯電話の通話は控える。
- ◎携帯電話で話しながらATMを操作している高齢者がいたら詐欺被害を疑い、声をかける。
- ◎犯人と直接話さないため、在宅時でも『留守番電話』の設置を！
- ◎不審な電話がかかってきた時は、すぐに警察や家族に相談しよう。
- ◎不審な電話がかかっていないか、定期的に家族で相談しよう。



一宮警察署から一宮市にお住まいの皆様へ

わたしは大丈夫!
せつたいダマされない!
No!

これは詐欺の被害者の方
皆さんがおっしゃるセリフです!

一宮警察署管内では **詐欺**が多発!
令和2年中

37件 平均被害額 160万円
前兆電話は被害
件数の6倍以上! 1件あたり

県内
ワースト1

防犯のポイント

- ☑ キャッシュカードは誰にも渡さない!
- ☑ 暗証番号は教えない!
- ☑ 『お金』に関する電話、ハガキ、メールなどがあったらすぐに警察に相談をしましょう!

《文献：令和3年8月27日中日新聞朝刊県内版より》

一宮警察署 生活安全課 ☎0586-24-0110

☆ 鵜飼正和広報部長（前葉栗地域づくり協議会長）に人権擁護委員感謝状 ☆

8月24日、一宮市役所内にて中野一宮市長より、当地域づくり協議会広報部長の鵜飼正和さんが感謝状の贈呈を受けました。

この感謝状は、人権擁護委員として8年以上、人権思想の普及、高揚に貢献されてきた方に贈られるもので、鵜飼さんを含め4名の方に感謝状の授与がされました。

鵜飼さんは、人権擁護委員として、これまで学校や老人施設等で人権教育・啓発活動に取り組み住みよい地域づくりに貢献されてきました。これからも人権活動や地域づくり活動によき先達者としてご指導をお願いしたいと思います。

（注）人権擁護委員とは、人権擁護委員法に基づいて、日本の各市町村ごとに配置される非常勤職。法務大臣が委嘱する民間のボランティアであり、特別職の国家公務員です。



市長より感謝状贈呈（右から2人目が鵜飼さん）



《写真：一宮市HPより》

新型コロナウイルスに引き続き嚴重警戒を！

《一人ひとりの新型コロナウイルス感染対策》

感染防止の3つの基本

（1）身体的距離の確保、（2）マスクの着用、（3）手洗い

- ・人との間隔は、できるだけ**2m(最低1m)**空ける。
- ・会話をする際は、可能な限り**真正面**を避ける。
- ・外出時や室内でも会話するとき、症状がなくても**マスク**を着用する。
- ・家に帰ったら、**まず手や顔を洗う**。手洗いは、**30秒程度**かけて水と石鹸で洗う。
- ・感染の流行っている地域への**移動は控える**。
- ・発症した時のため、**誰とどこで会ったかをメモ**する。

日常生活様式：買い物

- ・一人または**少人数**ですいた時間に。
- ・計画を立てて**素早く済ませる**。
- ・サンプルなど**展示物**への接触は控える。
- ・レジに並ぶときは、**前後にスペース**を。

《文献：一宮市HPより》